鈴鹿市上下水道局公告第２０号

鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成７年鈴鹿市条例第３９号）第６条本文の規定により、令和７年度に鈴鹿市公共下水道事業に係る受益者負担金を賦課する区域を次のとおり定め、及び公告する。

令和６年１２月２７日

鈴鹿市上下水道事業管理者　森　健　成

賦課する区域

庄野東一丁目、庄野羽山四丁目、平田一丁目、平田二丁目、平田新町、平田本町一丁目、稲生町字池之下、稲生こがね園、三日市町字中ノ池、三日市町字土場、高岡台二丁目、東玉垣町字丸田、西玉垣町字市場、西玉垣町字土間瀬、南玉垣町字玉垣、桜島町三丁目、桜島町四丁目、桜島町六丁目、末広南一丁目、末広南二丁目、末広南三丁目、末広西、神戸五丁目、東磯山一丁目、東磯山二丁目のうち、令和７年３月３１日に公共下水道の供用を開始する予定の区域